

8. 法・条例に基づく届出件数等

(1) 水質汚濁防止法による特定事業場数

種 類	計
畜産農業・サービス業	1
畜産食料品製造業施設	3
水産食料品製造施設	2
小麦粉製造業施設	1
パン・菓子製造・製あん業施設	2
飲料製造業施設	1
有機質肥料製造施設	1
動植物油脂製造業	1
めん類製造業施設	14
豆腐・煮まめ製造業施設	11
冷凍調理食品製造業施設	3
紡績業・繊維製品製造業施設	18
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設	13
無機化学工業製品製造業施設	2
発酵工業施設	1
医薬品製造業施設	4
ガラス製品製造業施設	5
生コンクリート製品製造業施設	3
砕石業施設	4
非鉄金製造業施設	1

(平成29年3月31日現在)

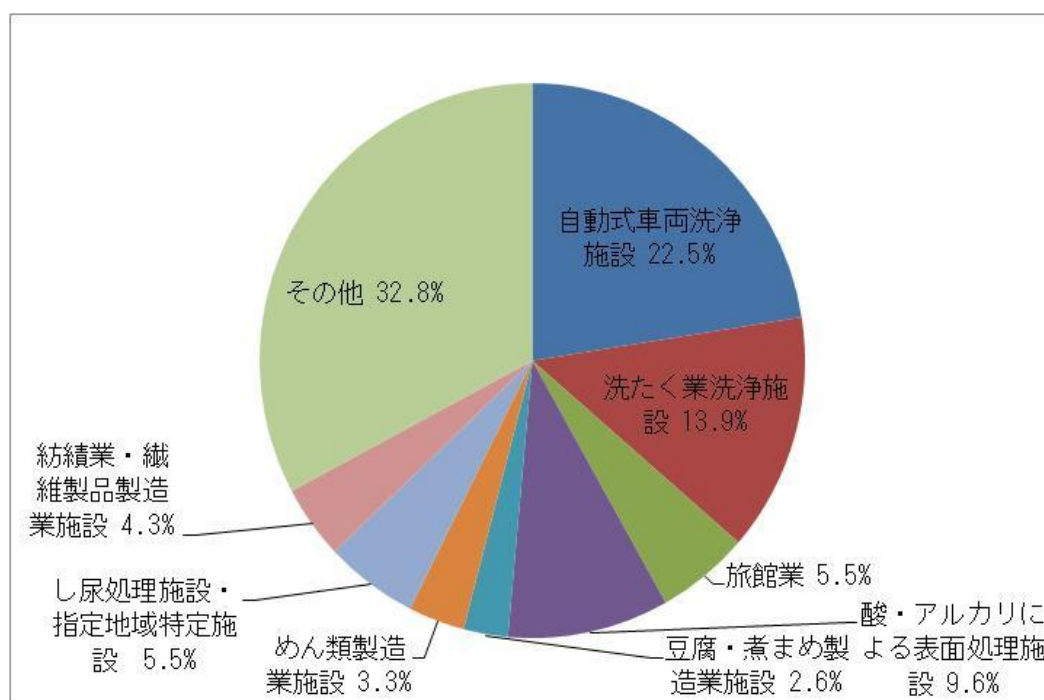
種 類	計
金属製品製造業・機械器具製造業施設	7
水道施設	1
酸・アルカリによる表面処理施設	40
電気めっき施設	4
旅館業	23
弁当仕出屋または弁当製造業	2
飲食店に設置されるちゅう房施設	7
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	58
自動式フィルム現像洗浄施設	12
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	6
自動式車両洗浄施設	94
科学技術の業務の用に供する施設	30
一般廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	4
し尿処理施設	7
下水道終末処理施設	2
指定地域特定施設（注1）	16

合計

418

(注1) …処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法特定事業場割合（H28年度）



(2) 水質汚濁防止法に基づく届出件数

平成 28 年度

種類	件数
設置届	30
使用届	1
構造等変更届	4
廃止届	57
汚濁負荷量測定手法届	1
氏名等変更届	43
承継届	30

(3) 大気汚染防止法に基づく届出件数

種類		年度				
		H24	H25	H26	H27	H28
発生施設	設置届	3	5	10	10	13
	構造等変更届	1	1	0	0	0
ばい煙	構造等変更届	1	1	0	0	0
一般粉じん	廃止届	10	10	10	13	15
特定粉じん	承継届	2	1	1	0	0
揮発性有機化合物	氏名等変更届	24	21	10	27	22
通知(電気事業法に基づく届)		28	13	31	40	24
通知(ガス事業法に基づく届)		0	0	0	0	0
特定粉じん排出等作業実施届		22	17	9	23	12

ア. 大気汚染防止法に基づく施設数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	工場	事業場
ばい煙発生施設	18	84
事業法に基づくばい煙発生施設	12	133
一般粉じん発生施設	10	2
特定粉じん発生施設	0	0
揮発性有機化合物排出施設	0	0

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

種類	年度	
	H27	H28
設置届	0	0
構造等変更届	1	0
廃止届	1	0
承継届	0	0
氏名等変更届	1	0

ア. 事業場数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	大気施設	排水施設
事業場数	16	5

(5) 騒音規制法に基づく届出

各種届出件数

特定施設数

H28 年度

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	9
使用届	0
数等変更届	14
氏名等変更届	58
使用全廃届	26
承継届	12
合計	119

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	760	木材加工機械	109
送風機等	2656	抄紙機	0
土石用破碎機等	78	印刷機械	404
織機	1538	合成樹脂用射出成形機	519
建設用資材製造機械	7	鋳造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	6093

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4 月	16	10 月	13
5 月	9	11 月	11
6 月	14	12 月	14
7 月	6	1 月	8
8 月	9	2 月	9
9 月	7	3 月	9
		合計	125

(6) 振動規制法に基づく届出

各種届出件数

特定施設数

H28 年度

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	9
使用届	0
数等変更届	10
氏名等変更届	32
使用全廃届	16
承継届	5
合計	72

施設の種類	数量
金属加工機械	1160
圧縮機	654
土石用破碎機等	81
織機	569
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	155
ゴム練用または合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	399
鋳造型機	1
合計	3022

特定建設作業の届出数

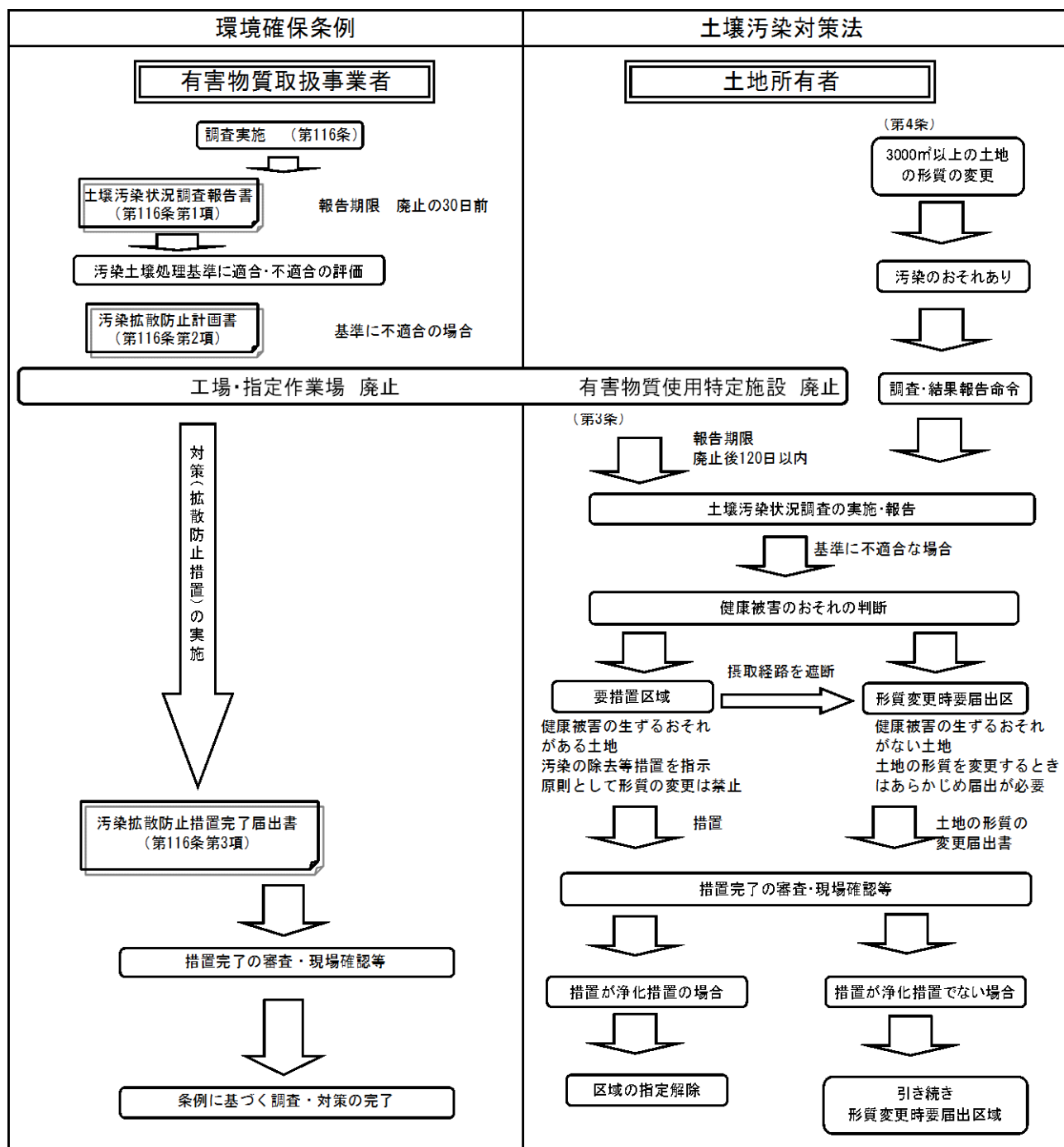
月	件数	月	件数
4 月	15	10 月	12
5 月	6	11 月	9
6 月	10	12 月	10
7 月	4	1 月	6
8 月	8	2 月	5
9 月	6	3 月	9
		合計	100

(7) 土壤汚染対策調査実施件数

調査実施件数

種類 年度	都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例（環境確保条例）				土壤汚染対策法			
	条例 116 条	条例 116 条 猶予	拡散防止 計画書	拡散防止 完了届	法 3 条	法 3 条 ただし書	法 4 条	法 14 条
H26	19	5	0	0	4	9	0	1
H27	15	5	1	2	3	7	0	2
H28	21	4	0	0	4	2	0	3

土壤汚染対策に係るフロー図



土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき 0.05 mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002 mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき 0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.1 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき 0.05 mg以下であること。

(8) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可及び届出件数

工場設置認可及び変更認可件数の推移

種類 \ 年度	24	25	26	27	28
設 置 認 可	13	17	12	12	15
変 更 認 可	17	19	28	19	24

工場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	24	25	26	27	28
完 成 届	8	17	9	21	26
廃 止 届	48	79	77	74	112
承 継 届	9	23	26	14	36
氏 名 等 変 更 届	53	119	101	67	107
事 故 届 等	0	0	0	0	1
特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律	7	8	6	10	9

指定作業場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	24	25	26	27	28
設 置 届	21	27	32	24	27
変 更 届	10	19	17	15	11
承 継 届	29	7	11	17	27
氏 名 等 変 更 届	77	89	59	125	67
廃 止 届	22	31	21	51	29

適正管理化学物質使用量等報告件数

種類 \ 年度	24	25	26	27	28
適正管理化学物質 使用量等報告提出	142	133	134	132	145
化学物質管理方法書提出	11	18	46	19	28

地下水揚水施設

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	48	74	45	167
井戸本数	67	97	54	218